

令和4年TOKYO交通安全キャンペーン

12月1日(木)～7日(水)

区と区内警察署などが連携して、次の重点項目を掲げてキャンペーンを推進していきます。

重点1 高齢者を始めとする歩行者の安全確保

高齢者の方へ

高齢歩行者の死亡事故では、信号無視や禁止場所横断などの法令違反が多いという特徴があります。慣れた道でも交通ルールを守り、十分に安全確認を行うようお願いいたします。また、明るい服装や反射材用品を身に付けるなど、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。

全ての歩行者の方へ

道路を横断するときには横断歩道がある場所では、必ず横断歩道を渡ることや、信号を守るなど基本的な交通ルールを守りましょう。また、横断する前に「車が来ていないことを確認する」、「車が確実に止まったことを確認する」、「横断中にも車が来ていないか確認する」などの安全確認をして、歩行者自身の身を守るための行動を実践してください。

重点2 歩行者等の保護など安全運転意識の向上及び飲酒運転等の危険運転の根絶

飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

飲酒運転は「犯罪」です。ドライバーは、「お酒を飲んだら、運転しない」「運転するならお酒を飲まない」こと、家庭や職場では、「飲酒運転をさせない」こと、お店では、「運転する人には、お酒を提供しない」ことを徹底しましょう。

あおり運転も「犯罪」です。あおり運転を受けたときは、安全な場所に避難して車外に出ずに110番通報してください。

ドライバーの方へ

車を運転するときは、交通ルールを守り、「思いやり、ゆずり合い」の気持ちを持って安全運転を心掛けましょう。横断歩道は、歩行者優先です。横断しようとする人がいるときは、横断歩道の手前で一時停止して、歩行者に道を譲りましょう。横断歩道付近に人がいるときは、すぐに停止できる速度で安全確認をしましょう。

重点3 自転車の交通事故防止

自転車の交通事故は、交差点での事故が最も多く、その多くが、安全不確認や一時不停止などを原因とする出会い頭事故です。

「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止して周囲の安全を確か

めましょう。

自転車はとても便利な乗り物ですが、乗れば「車」と同じです。交通ルールを守り、交通事故防止に努めてください。

- ・携帯電話やヘッドホンなどの使用、傘差し運転はしない。
- ・点検整備が行われた安全な自転車を利用する。
- ・自転車事故に備えた保険に加入しているか確認する。
- ・夕暮れ時は、早めにライトを点灯する。
- ・大人も子どももヘルメットを着用する。

「ながらスマホ」は大変危険です

自転車運転中や歩行中の「ながらスマホ」は、自分自身が思っている以上に危険な行為です。スマホや携帯電話を使う時は、周囲を確認しながら立ち止まり、通行の妨げにならない安全な場所で使用しましょう。

重点4 二輪車の交通事故防止

二輪車の単独事故や右直事故(右折車と直進者の事故)が多く発生しています。速度超過が事故につながりやすいので、スピードを控え、ゆとりを持った運転を心掛けましょう。ヘルメットの正しい着用や胸部プロテクターを装着しましょう。

重点5 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底

電動キックボードなどの利用者が

増えていますが、一部の利用者による飲酒運転などの悪質、危険な運転が社会問題になっている他、今年9月には区内で死亡事故が発生しています。利用する際は、交通ルールを守り安全に利用しましょう。

重点6 違法駐車対策の推進

違法駐車は、渋滞や交通事故を引き起こす原因です。

特に交差点やその付近での違法駐車は、重大事故に直結する「危険行為」です。絶対にやめましょう。

年末は特に交通量が増えます。あらかじめ外出先の駐車場所を確認してから出かけるなど、短時間でも駐車場やパーキングメーターを利用しましょう。

このキャンペーンを通して皆さん一人一人が交通ルールの順守と正しいマナーの実践を励行し、交通事故の防止に努めましょう。

交通課交通対策係

- ☎(6278)8171 中央警察署
- ☎(5651)0110 久松警察署
- ☎(3661)0110 築地警察署
- ☎(3543)0110 月島警察署
- ☎(3534)0110

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

住宅に関する事業

高齢者などの居住支援

住宅住み替え相談

賃貸住宅への住み替えを考えている方を対象に、公共住宅の案内など住宅相談を行っています。また、一定の要件に該当する住み替えの困難な高齢者には(公社)宅地建物取引業協会の協力を得て、不動産協力店の紹介や支援を行っています。

相談日時

- ・毎月第1月曜日(一般相談)
- ・毎月第2・第4火曜日(高齢者相談) 午後1時～4時(要予約)

相談員

- ・(公社)東京都宅地建物取引業協会千代田中央支部の相談員、区職員(高齢者相談のみ)

あんしん居住制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターの「あんしん居住制度」を利用する場合に、利用費用

の一部を助成します。

対象

- ・満60歳以上の方
- ・障害のある方(障害の程度による条件あり)

助成額

- ・預かり金タイプは利用費用の2分の1
- ・月払いタイプは事務手数料

◎詳しくはお問い合わせください。

家賃債務保証制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際、(一財)高齢者住宅財団が実施している「家賃債務保証制度」を利用する場合に、その保証料の一部を助成します。

対象

- ・満60歳以上の方、または、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方
- ◎同居者は配偶者、満60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族などに限ります。

- ・障害者世帯(障害の程度による条件あり)
- ・子育て世帯(扶養義務のある18歳以下の者が同居)

助成額

保証料の2分の1

- ☎(3546)5466 ◎住宅住み替え相談について 住宅課計画指導係(一般相談)
- ☎(3546)5355 ◎高齢者福祉課高齢者サービス係(高齢者相談)
- ☎(5989)1784 ◎あんしん居住制度について(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター
- ☎(6880)2781 ◎家賃債務保証制度について(一財)高齢者住宅財団
- ◎あんしん居住制度利用助成および家賃債務保証制度利用助成について

て 住宅課計画指導係 ☎(3546)5466

住宅修繕等資金の融資あっせん

住宅の修繕や木造住宅の耐震改修などをしようとする方で、その資金を調達することが困難な場合に、必要な資金の融資が受けられるよう指定金融機関にあっせんします。

ただし、この制度を利用するには事前に金融機関の仮審査を受けていただく必要があります。

◎増築または改築工事で、建築確認申請を必要とする工事は対象となりません。

◎その他にも要件がありますので詳しくはお問い合わせ下さい。

住宅課計画指導係

☎(3546)5466

女性センター「ブーケ21」女性相談のご案内

自分自身の生き方、夫婦や親子の関係、配偶者や恋人からの暴力(DV)、近所や職場での人間関係など、さまざまな不安や悩みについて、専門の女性相談員がお話を伺い、解決の道と一緒に考えます。

ひとりで悩まずに、お気軽にお電話ください(秘密厳守)。

女性相談専用電話

☎(5543)0653

面談相談(予約制)

- 日時 毎月第1・5水曜日、第4火曜日 午前10時～午後4時
- 毎月第2火曜日、第3水曜日 午後3時30分～8時30分

会場

女性センター「ブーケ21」相談室 託児

生後57日以上小学生までのお子さんをお預かりします(予約制)。

費用

無料

電話相談(予約不要)

日時

毎週月曜日 午前10時～午後4時

共通

◎予約受付時間は午前9時から午後9時までです。

◎相談は、祝日・休日、年末年始(12月28日～1月4日)を除きます。

総務課男女共同参画係

☎(5543)0651

贈らない 求めない 受け取らない みんなですすめよう!「三ない運動」

政治家や候補者の寄付やあいさつについて、次のような行為は公職選挙法で禁止されています。

- ・政治家や候補者が、選挙区内の人にお金や品物を寄付すること
- ・有権者が政治家や候補者に対し寄付を出すように勧誘や要求をすること
- ・後援団体が、選挙区内の人に花輪・香典・祝儀などを出すこと
- ・政治家や後援団体が、新聞やテレ

ビなどに、あいさつを目的として有料の広告を出すこと

- ・政治家や候補者が選挙区内の人に、年賀状などの時候のあいさつ状を出すこと(答礼のための自筆のものを除く)

寄付禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

明るい選挙推進協議会(選挙管理委員会事務局)

☎(3546)5542